

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9222)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録
概 要	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の登録基準を満たし、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、法に基づいて登録された住宅です。登録の申請を行おうとする者は、市長に登録を申請し、法等により定められている登録基準に適合していると認められるときは、市長が登録を行います。
根拠法令等 及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第8条～第10条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第7条～第16条 大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱 第2条～第3条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000415162.html) 大阪府居住安定確保計画 第2.1、第3.1 (https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/)
審査基準	【登録基準】 ① 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること ② 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること ③ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲が定められている場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること ④ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること ⑤ その他基本方針に照らして適切なものであること
標準処理期間	7日
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を作成し提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000414882.html
備 考	